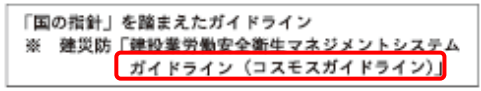


〈ニューコスモス〉建設業労働安全衛生マネジメントシステムガイドラインの解説 No.139211

新旧対照表 初版2刷（令和元年9月17日）

初版（平成30年7月5日）			初版2刷（令和元年9月17日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
表紙	1行目	〈NEW COHSMS〉	表紙	1行目	〈ニューコスモス〉 (以下同様カタカナ表示に変更)
目次	第一章 下から 13行目	5.2.2 建設工事従事者及び施工する工事に 関係する店社の労働者等の意見の反映 …10 (下線削除)	目次	第一章 下から 13行目	5.2.2 建設工事従事者及び施工する工事に 関係する店社の労働者の意見の反映 ……10
19	6行目	(以下「COHSMSガイドライン」という。)	19	6行目	(以下「コスモスガイドライン」という。) (以下同様カタカナ表示に変更)
20	下から 2行目	(図省略 右記赤枠部分変更)	20	下から 2行目	
37	11行目	(8) “NEW COHSMS” への改訂	37	11行目	(8) 「ニューコスモス」への改訂 (以下同様カタカナ表示に変更)
218	下から 6行目	厚生労働省告示第113号(以下省略) (右記に改正)	218	下から 7行目	厚生労働省告示第54号 労働安全衛生規則（昭和47年労働省令第32号）第24条の2の規定に基づき、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（平成11年労働省告示第53号）の一部を次の表※のように改正し、告示の日から適用する。 令和元年7月1日 厚生労働大臣 根本 匠 ※「次の表」とあるが、ここでは表のうち、改正後のみを次頁以降に示す。
219	下から 12行目	事業場を一の単位として実施することを基本とする。	219	下から 12行目	事業場又は法人が同一である二以上の事業場を一の単位として実施することを基本とする。 (下線追加)
220	11行目	(省略)～（事業場においてその事業の実施を統括管理する者（及び生産・製造部門、安全衛生部門等における部長、～(省略) (下線削除)	220	12行目	（事業場においてその事業の実施を統括管理する者（法人が同一である二以上の事業場を一の単位として労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置を実施する場合には、当該単位においてその事業の実施を統括管理する者を含む。）及び製造、建設、運送、サービス等の事業実施部門、安全衛生部門等における部長、～(省略) (下線追加)
220	下から 12行目 下段	(右記追加)	220	下から 8行目	2 労働安全衛生マネジメントシステムに従って 行う措置の実施の単位 (以下頭の数字繰り下げ)

初版（平成 30 年 7 月 5 日）			初版 2 刷（令和元年 9 月 17 日）		
頁	箇所	内 容	頁	箇所	内 容
221	1 行目	第 10 条 事業者は、法第 28 条の 2 第 2 項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する～(省略)	221	6 行目	第 10 条 事業者は、法第 28 条の 2 第 2 項に基づく指針及び法第 57 条の 3 第 3 項に基づく指針に従って危険性又は有害性等を調査する～(省略)(下線追加)
221	19 行目 下段	(右記追加) 4 安全衛生教育及び健康教育の内容及び実施時期に関する事項	221	下から 11 行目	<u>3 健康の保持増進のための活動の実施に関する事項</u> 4 安全衛生教育 <u>及び健康教育</u> の内容及び実施時期に関する事項 (下線追加) (以下頭の数字繰り下げ)